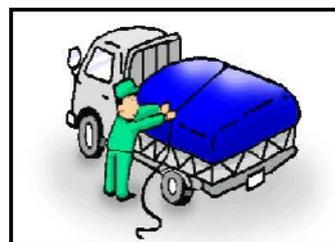


毒物劇物を運送する皆さんへ

* 運搬中に容器が、落下、転倒等することのないよう車両に積載するとともに、運搬先での受け渡し時に、品名、数量確認等を徹底し、紛失を防止していますか。

* 積載タンクや接続バルブ等の設備に、腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認していますか。

* 積載する毒劇物のMSDS（安全性データシート）を所持していますか。



* 万一、毒物劇物が飛散、漏れ、流れ出等の事故があった場合の、保健衛生上の危害を防止するために危害防止規定を作成し、必要な応急の措置を確認していますか。

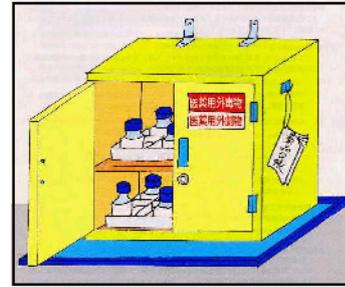


* 毒物劇物が飛散、漏れ、流れ出等により、不特定又は多数の人に被害がおよびそうな場合直ちに、保健所・警察署又は消防署に、盗難・紛失した場合は直ちに警察署に連絡することを知っていますか。

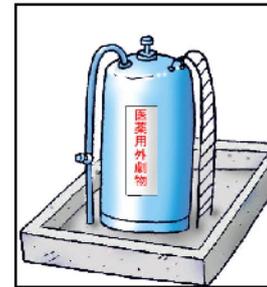


毒物劇物を保管する皆さんへ

* 保管場所は、鍵のかかる丈夫なものにし、必ず施錠し、又は、貯蔵タンクのまわりには防液堤を設置する等、構造設備等の基準を守っていますか。



* 貯蔵タンクや接続バルブ等の設備に、腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認していますか。



* 保管する毒物劇物のMSDS（安全性データシート）を所持していますか。

* 保管する毒物劇物の在庫量の定期的点検、使用量の把握していますか。



* 万一、**毒物劇物が飛散、漏れ、流れ出等の事故があった場合の**、保健衛生上の危害を防止するために危害防止規定を作成し、必要な応急の措置を確認していますか。

* 毒物劇物が飛散、漏れ、流れ出等により、不特定又は多数の人に被害がおよびそうな場合直ちに、保健所・警察署又は消防署に、盗難・紛失した場合は直ちに警察署に連絡することを知っていますか。

